

資料 4

平成29年2月定例会(付託)

県土整備委員会資料
危機管理部

「第4期イノシシ適正管理計画(案)」の概要

1 計画の目的

- (1) 農林業被害の軽減
- (2) 生活被害の軽減
- (3) 地域個体群の安定的維持

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
(第12次鳥獣保護管理事業計画期間内)

4 管理が行われるべき区域

徳島県全域

5 管理の目標

(1) イノシシ生息状況

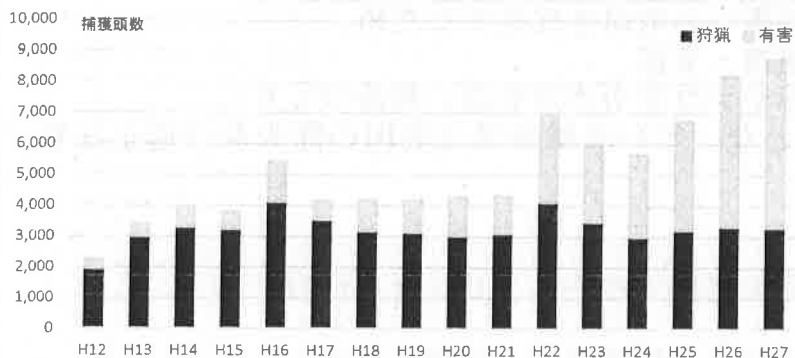
環境省が実施した自然環境保全基礎調査の結果から、全国では平成15年の生息分布域は、昭和53年と比較し約10%の増加が認められた。また、特に四国(35%)、九州(18%)地方で高い増加率を示していた。本県でも、平成15年におけるイノシシの生息区画率は昭和53年と比較し22%増となり、ほぼ県下全域の87%で確認されている(表1)。

表1 イノシシ生息区画率の増減

(単位: %)

区 分	生息区画率		
	昭和53年(1978)	平成15年(2003)	増減
全国	29.9	38.5	8.7
徳島県	64.7	86.8	22.1

(2) イノシシ捕獲状況



H25 6,781 頭

H26 8,240 頭

H27 8,794 頭

(3) 管理の基本的な考え方

毎年、生息状況のモニタリング調査を実施し、年度ごとに個体群管理や被害対策を検討する順応的管理を実施する。

(4) 管理目標

■ 平成35年度までに半減するイノシシ管理目標

【階層ベイズ法 環境省四国地域を参照】

	基準年	生息推定値 (中央値)
県内推定生息数	平成26年度	12,307頭
将来予測	平成35年度	5,000頭以下

6 数の調整に関する事項

(1) 個体数管理

このために、平成23年度の捕獲実績約6,000程度に捕獲率の1.1倍し、平成29年度の年間捕獲目標を6,600頭以上とする。

なお、年度ごとに捕獲実績や生息状況や生息密度のモニタリング調査を評価し、年間捕獲数を見直す（順応的管理）

(2) 目標達成のための施策

○狩猟期間の延長

狩猟期間を11月15日～3月31日まで（16日間延長）

○指定管理鳥獣捕獲等事業の実施（鳥獣保護区、自然公園の捕獲強化）

○生息密度の高い地域への重点捕獲

○「野生鳥獣ウェブサイト」による生息・出没状況を把握

7 生息地の管理及び被害防除対策に関する事項

(1) 生息地の管理

人間の生活域と棲み分けるため、鳥獣保護区の管理や森林整備を推進

(2) 被害防除対策

- ・地域住民の主体的な被害対策への取組を促進するため、県や市町村、関係団体が連携・支援
- ・防護柵の設置・点検・改善やシカを引き寄せない集落づくり
- ・イノシシの餌場や隠れ家となっている被害発生要因の除去及び適正な管理

8 その他の事項

- ・生息状況や被害状況等を毎年把握するモニタリングを行う科学的な分析評価
- ・狩猟者の確保、捕獲効率を高める捕獲手法の開発・普及
- ・市街地出没への適正な対応策